



地籍調査を行っています

三好町では、昭和60年度から地籍調査事業を進めています。
皆様のご理解・ご協力をお願いします。

▶問い合わせ＝土地調査課
☎(32)8016 ㊟(34)4189

地籍調査とは？

人に戸籍があるように土地にも戸籍（地番、地目、地積、所有者）があり、これを「地籍」といいます。現在、法務局に備え付けられている土地に関する記録のおよそ半数は、明治時代の地租改正によって作られた地図（字限図）などをもとにしたもので、測量も正確なため現状と必ずしも一致するものではありません。「地籍調査」とは、国土調査法に基づき「一筆ごと」の土地の所有者、地番、地目、境界、面積を正確に調査、測量するものです。

「地籍調査」の結果は法務局に送付され、土地登記簿と地籍図として更新されます。更新された登記簿や地籍図は、その後の土地取引の円滑化や地域の整備といった行政の効率化などに役立ちます。

三好町では「地籍調査」に必要な経費の住民負担はありませんが、境界を明らかにするため境界杭を打つたり、立ち会い確認を行ったりするなど皆さん一人ひとりの協力が必要です。



字限図の例（地籍調査前）

※一筆とは、土地の所有者などを公示するために、人為的に分けた区画のことです。法務局では、一筆ごとに登記がなされ、土地取引の単位となっています。



地籍図の例（地籍調査後）

うん。境界がはっきりわかるようになったね。



地籍調査はこんなことに役立ちます

土地にかかるトラブルの未然防止に役立ちます

土地の境界が不明確だと、境界紛争などさまざまなトラブルが発生することがあります。地籍調査を実施して、土地の境界を明確にすることは、このようなトラブルを未然に防ぐことにつながります。



土地取引の円滑化に役立ちます

正確な土地の状況が登記簿に反映され、登記制度の信頼性が向上し、安心して土地取引ができるため、経済活動全体の円滑化・活性化につながります。

公共事業の円滑化・災害の復旧に役立ちます

地籍調査の成果は、各種公共事業の円滑な実施に大いに役立ちます。例えば、土地の分筆など測量業務において、時間の短縮や経費の軽減ができ、道路や水路の整備などの公共事業の推進がしやすくなります。

また、地籍調査が行われていれば、個々の土地の境界が地球の緯度経度と関連付けされているため、将来にわたって土地の境界は明確になり、地震や土砂崩れ、水害などの災害時の復旧作業を円滑に進めることができます。



課税の適正化に役立ちます

地籍調査を実施すると、登記簿の面積と実測面積が合致するため適正な課税がなされます。



まちづくりに関与します

まちづくりプランなどの各種整備計画を立案する際に、地籍調査の成果を基礎データとして利用することにより、計画図などの地図作成が簡単になり、住民の皆さんに分かりやすいきめ細かな計画立案が可能になります。

地籍調査の進め方

4 地籍測量



一筆ごとの調査で確認、または設置された境界杭により、一筆ごとに地球の緯度や経度と関連付け、位置を確定させます。それを基に正確な座標値を求め、面積を測定します。

5 成果の閲覧

一筆地調査や地籍測量の結果に基づいて「地籍簿」と「地籍図」の原案を作成します。20日間の閲覧期間中に境界などに誤りがないか確認していただきます。その後、県知事より成果の認証を受けます。

6 法務局への送付・成果の活用

調査の成果が認証されると、その地籍簿と地籍図の写しが法務局に送付されます。地籍簿の内容は登記簿に反映され、地籍図は従来の地図に替わり不動産登記法第14条第1項に基づく正式の地図として活用されます。

1 実施計画の策定

国や県などの関係機関との連絡や調整を行い、調査日程や計画を決定して、調査前に公示します。

2 説明会の開催



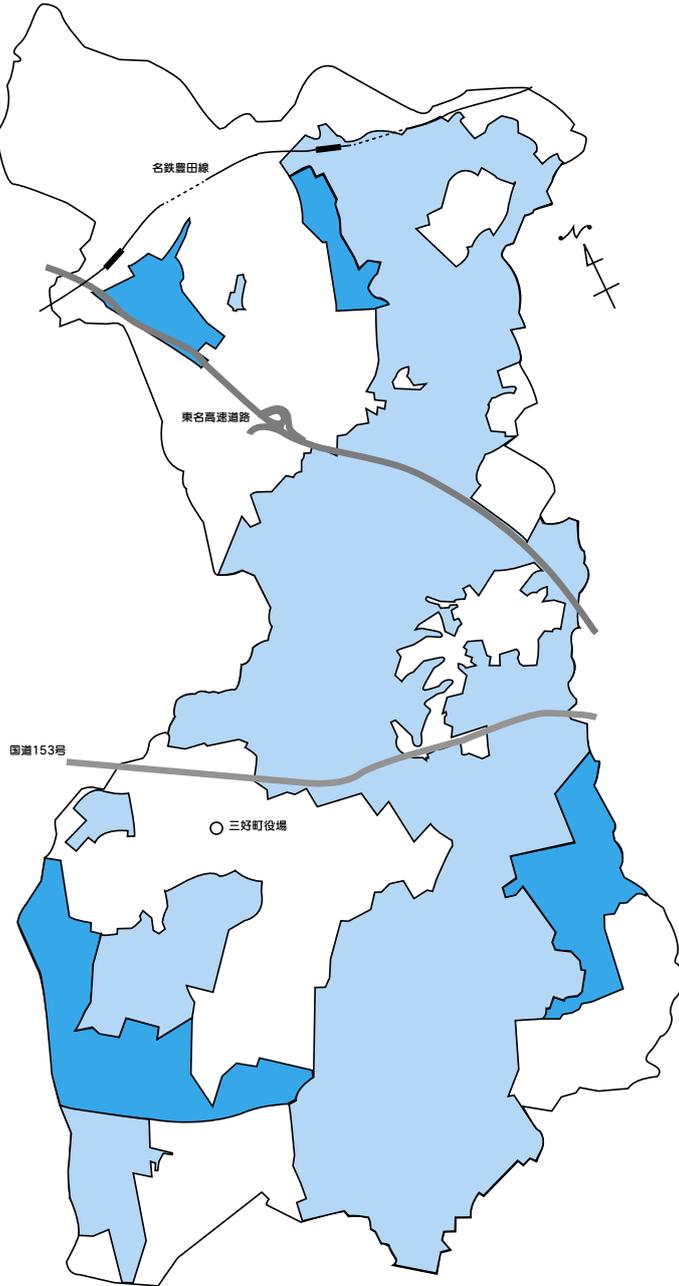
調査に先立って、地元説明会を開催し、調査内容や必要性について説明します。

3 一筆ごとの調査 (一筆地調査)

土地所有者の皆さんの立ち会いの下で、一筆ごとの境界や地番、地目、所有者などを調査します。

この調査までに隣接する土地所有者同士で境界を確定し、境界杭などにより明示していただきます。

三好町の現状



…平成17年度に地籍調査事業を実施している区域

…平成16年度末までに地籍調査事業などの調査が完了した区域

◆地籍調査実施面積

：平成16年度末現在

◇三好町全体面積…32.11km²

◇地籍調査実施済み面積…8.76km²

◇土地改良事業など地籍調査と同等以上の効果のある確定測量実施済み面積…7.3km²

◆地籍調査進ちょく率（地籍調査と同等以上の効果のある確定測量区域を含む）：平成16年度末現在

区 分	進ちょく率
全国平均	およそ 46%
愛知県	およそ 11%
三好町	およそ 50%



※多角点には杭やびょうなどがあります。

基準点の保全のお願い

地籍調査の実施区域では、測量の基準点（多角点）が道路、水路などに設置されています。これは地図を作るための重要な基準であり、測量を行う際の出発点となる大切なものですから、抜いたり動かしたりしないようお願いします。